

令和4年度採用

石狩北部地区消防事務組合 消防吏員採用資格試験案内

〈 初 級 職 〉

令和3年7月15日
石狩北部地区消防事務組合

〔受付期間〕 令和3年7月29日(木)～8月19日(木)
(土曜日・日曜日・祝日は受付していません)

〔1次試験日〕 令和3年9月19日(日)

〔試験会場〕 西当別コミュニティセンター
(石狩郡当別町太美町22-7)

1 試験区分及び職務内容

試験区分	職務内容
初級職	消防署に配属され、専門的業務に従事します。

2 採用予定消防署、区分及び採用予定数

消防署名	区分	採用予定数
石狩消防署 (所在地：石狩市)	一般・救急救命士	2名程度
当別消防署 (所在地：当別町)	一般・救急救命士	3名程度
新篠津消防署 (所在地：新篠津村)	救急救命士	1名

3 受験資格

(1) 一般の区分

学校教育法による高等学校、短期大学、高等専門学校、専修学校（修業年限2年以上の専門課程に限る。）若しくはこれらに相当すると認められる学校等を卒業した方又は令和4年3月までに卒業見込の方で、平成10年4月2日以降に生まれた方。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに相当すると認められる学校等を卒業した方又は令和4年3月までに卒業見込の方は除く。

(2) 救急救命士の区分

(1)の受験資格を有し、かつ、救急救命士の有資格者若しくは採用予定日までに救急救命士の資格取得見込の方。

(3) 共通事項

ア 勤務署所在地に居住可能な方

イ 普通自動車以上の運転免許証（オートマチック車限定を除く。）を取得している方若しくは採用後概ね1ヶ月以内に取得見込の方

ウ 視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上である方

エ 赤色、青色及び黄色の識別ができる方

※ 日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条（関係部分抜粋）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 石狩北部地区消防事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験方法及び内容

	試験種目	解答時間	内容
1 次 試 験	教養試験（択一式）	2時間	公務員として必要な一般的知識及び知能に関するもの（高校卒業程度）
	作文	1時間	思考力、文章構成力、表現力などについて評価します
	適性検査	40分	職務遂行に必要な適性について検査します

※作文試験の評価は2次試験において行います。（1次試験の合格者のみ採点対象とします。）

2 次 試 験	作文試験	1次試験日に実施しますが、採点は2次試験で行います。
	体力試験・面接試験	1次試験合格者に対し実施します。

5 試験日程及び会場

試験	試験日	試験会場
1次試験	令和3年9月19日(日) 午前8時50分着席 終了予定時間 13時頃	西当別コミュニティセンター 石狩郡当別町太美町22-7
2次試験	1次試験合格者に対し別途お知らせします。	

6 合格発表

試験結果	発表時期	発表方法
1次試験結果	10月上旬 ～10月下旬	①当組合のホームページに合格者の受験番号を示します。 ②消防本部から受験者に通知します。

7 受験手続及び受付期間

申込書用紙等の請求	<p>① 石狩北部地区消防事務組合ホームページ (http://www.ishikariho-kubu.jp/) から印刷 (試験申込書は両面印刷でお願いします。)</p> <p>② 直接受取る場合 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課 (〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3) 又は各消防署(支署) (「12 その他」を参照)</p> <p>③ 郵送を希望する場合 120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号、A4サイズ、縦332mm×横240mmの大きさ)を同封の上、「消防吏員採用資格試験申込書請求」と封筒の表に朱書きして上記の住所へ郵送してください。</p>
申込先及び申込方法	<p>申込先 石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課</p> <p>申込書等(「8 提出書類」を参照)に所定事項をすべて記入し、「消防吏員採用資格試験申込書在中」と封筒の表に朱書きして、必ず「簡易書留」で石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課へ郵送又は持参してください。</p>
受付期間	<p>期間 令和3年7月29日(木)～8月19日(木)</p> <p>時間 8時45分～17時15分 (土曜日・日曜日・祝日は受付していません)</p> <p>※ 郵送により申込書を提出する場合は、<u>受付期間後の消印が押されたものは、理由のいかんを問わず受理しません。</u></p>

8 提出書類

- (1) 申込書
- (2) 受験票送付用封筒 (長形3号: 縦235mm×横120mm に84円切手を貼った宛先を明記したもの)

9 採用予定日

令和4年4月1日

※ただし、救急救命士の資格取得見込の方は、令和4年5月1日

10 給与

石狩北部地区消防事務組合職員の給与に関する条例に基づき支給されるほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

11 申込書記載上の注意

- (1) 記載事項に虚偽又は不正があるときは、採用される資格を失うことがあります。
- (2) ※印の欄以外は、自筆でもれなく記入してください。□欄に該当する場合は□内にレ印を記入してください。
- (3) 記入はすべてインク又はボールペン（いずれも黒）を用い、かい書で丁寧に書いてください。また、数字は算用数字、年号は和暦で記入してください。

12 その他

- (1) 提出書類は返却しませんのでご了承願います。
- (2) 申込書に貼る写真（メガネをかけて受験する方は、メガネをかけている写真）は、3ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4.5cm、横3.5cmのものとし、裏には氏名を記載して、はがれないよう貼ってください。
- (3) 受験資格がないこと、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消す場合があります。
- (4) 試験会場には公共交通機関等を利用してください。
- (5) 試験会場及びその敷地内は全面禁煙です。
- (6) 受験票は9月上旬以降に発送を予定していますが、9月10日（金）までに到着しないときは、石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課にお問い合わせください。
- (7) 申込書配置場所

	住 所	電話番号
石狩北部地区消防事務組合 消防本部（総務課）	〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3	TEL(0133) 74-5119
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署（総務課）	〒061-3211 石狩市花川北1条1丁目2番地3	TEL(0133) 74-7112
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署（石狩湾新港支署）	〒061-3220 石狩市志美65番地2	TEL(0133) 62-3127
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署（厚田支署）	〒061-3601 石狩市厚田区厚田106番地	TEL(0133) 78-2131
石狩北部地区消防事務組合 石狩消防署（浜益支署）	〒061-3197 石狩市浜益区浜益2番地3	TEL(0133) 79-3080
石狩北部地区消防事務組合 当別消防署（総務課）	〒061-0226 石狩郡当別町錦町351番地9	TEL(0133) 23-2537
石狩北部地区消防事務組合 新篠津消防署（庶務係）	〒068-1100 石狩郡新篠津村第46線北12番地	TEL(0126) 57-2034